

安 全 保 障 関 連 8 法 案 の 概 要

1. 武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

○個別的自衛権と同様の厳格な要件下の「武力攻撃危機事態」で防衛出動

- ・【自衛隊法】防衛出動の要件の改正
- ・【事態対処法】事態への対処に関する基本理念の改正／対処基本方針の策定・国会承認等に関する改正
- ・【国民保護法】危機事態武力攻撃からの国民の生命等の保護のための措置を追加
- ・【米軍行動関連措置法】、【特定公共施設利用法】、【海上輸送規制法】、【捕虜取扱い法】関連する法改正

2. 在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案

○邦人救出についての規定を設けるとともに、安全確保の明確化

3. 合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案

○ACSAにおける内容は充実させるが、弾薬の提供を認めない

4. 国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案

○国外犯処罰の範囲を武器の不正使用にも拡大

5. 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案

- 「国際平和共同対処事態」に際し、人道復興支援活動等を実施
- 国連の授權決議がある場合のみ派遣を容認／「非戦闘地域」概念を維持／「武力行使の一体化」による制約を維持／基本計画（自衛隊実施部分）を国会承認の対象とする
- 「非戦闘地域」における人道復興支援活動のための要員派遣を一般化
- 我が国として輸送することが適当でない武器（弾薬を含む。）を輸送の対象から除外

8/20に

提出済

6. 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

- 「国連が統括しない活動」は、現行と同様、人道救援・選挙監視の枠内で協力
- 「駆け付け警護」を限定的に認める

7. 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案

- 国会承認の対象を見直し、対応措置の実施前に基本計画につき承認が必要
- 対応措置の実施に当たっては、対応措置従事者の安全の確保に配慮

8. 領域等の警備に関する法律案

- 領域警備区域内に限り、不法行為への対処等を行う「領域警備行動」を新設するとともに、治安出動・海上警備行動等の下令を迅速化
- 国土交通大臣の要請を受けた防衛大臣の命令を受けて、海上保安庁が行う警備を補完する「海上警備準備行動」を新設
- 自衛隊・警察機関の間、諸外国との間の連携強化等